特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
20	みまっこ医療費の助成に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美馬市は、みまっこ医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

美馬市長

公表日

令和8年6月5日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	みまっこ医療費助成に関する事務
②事務の概要	美馬市みまっこ医療費の助成に関する条例（平成17年条例第113号）による、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進をはかるために、子どもに係る医療費の一部をその保護者に助成する。 特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。 ①親権者、被保険者及び子どもの住民票情報や健康保険の資格取得、喪失、変更を確認 ②受給者証の交付 ③県補助金及び高額療養費の判定のために所得情報の確認 ④助成の際に行う療養費等の保険者の助成状況の確認 ⑤他の法令による医療に関する資格及び給付との調整 ⑥地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 〈Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務〉 ・情報連携のため、美馬市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	1. 総合福祉システム WEL＋ 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム 4. 住民情報ソリューション MICJET MISALIO 5. 番号連携サーバー 6. 徳島県国民健康保険団体連合会電子帳票システム 7. Public Medical Hub(PMH)

2. 特定個人情報ファイル名
乳幼児医療助成（みまっこ医療助成）関係情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項、第19条第6号 美馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項別表第1の1の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 美馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項別表第1の1の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	美馬市保険福祉部子どもすこやか課
②所属長の役職名	子どもすこやか課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美馬市企画総務部総務課　〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-1212

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美馬市保険福祉部子どもすこやか課　〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-5606

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[　　]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　　[○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続　　[　　]接続しない（入手）　　[　　]接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を受け渡す際（USBメモリを使用する場合を含む。）は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 ・漏えい等のリスク軽減の取組の一つとして、オンライン申請を導入しており、これにより手作業が介在する申請数が減少することが期待される。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[　　] 内部監査	[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年全職員J-LISのネットラーニングにて「個人情報保護コース」を100%受講しており、基礎項目評価書についても変更は随時更新、少なくとも1年に一回全ての基礎項目評価書を見直し、修正することで職員の意識付けを実施している。これらの対策を講じていることから、「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	Ⅰ３．個人番号の利用	番号法　第9条第2項に基づく番号条例(予定)	美馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく	事後	
令和1年6月19日	Ⅰ４①実施の有無	未定	実施する	事後	
令和1年6月19日	Ⅳリスク対策	なし	各項目ごとに入力	事後	評価書様式変更に伴うもの
令和2年9月17日	Ⅰ３．個人番号の利用	美馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく	番号法第9条第2項 美馬市行政手続における特定の個人を識別す	事後	
令和2年9月17日	Ⅰ４②法令上の根拠	番号法第19条第14号	番号法第19条第8号 美馬市行政手続における特定の個人を識別す	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ４②法令上の根拠	番号法第19条第8号 美馬市行政手続における特定の個人を識別す	番号法第19条第9号 美馬市行政手続における特定の個人を識別す	事後	番号法改正による号ずれに伴うもの
令和5年3月17日	Ⅰ１③システムの名称	1．総合福祉システム 2．子ども子育て支援制度システム	1．総合福祉システム WEL＋ 2．中間サーバー	事後	再実施に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年6月3日	Ⅰ1②事務の概要	美馬市みまっこ医療費の助成に関する条例（平成17年条例第113号）による、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進をはかるために、子どもに係る医療費の一部をその保護者に助成する。 特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。 ①親権者、被保険者及び子どもの住民票情報や健康保険の資格取得、喪失、変更を確認 ②受給者証の交付 ③県補助金及び高額療養費の判定のために所得情報の確認 ④助成の際に行う療養費等の保険者の助成状況の確認 ⑤他の法令による医療に関する資格及び給付との調整 ⑥地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	美馬市みまっこ医療費の助成に関する条例（平成17年条例第113号）による、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進をはかるために、子どもに係る医療費の一部をその保護者に助成する。 特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。 ①親権者、被保険者及び子どもの住民票情報や健康保険の資格取得、喪失、変更を確認 ②受給者証の交付 ③県補助金及び高額療養費の判定のために所得情報の確認 ④助成の際に行う療養費等の保険者の助成状況の確認 ⑤他の法令による医療に関する資格及び給付との調整 ⑥地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 〈Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務〉 ・情報連携のため、美馬市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の資格/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	PMHシステム導入に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年6月3日	Ⅰ1③システムの名称	1. 総合福祉システム WEL＋ 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム 4. 住民情報ソリューション MICJET MISALIO 5. 番号連携サーバー 6. 徳島県国民健康保険団体連合会電子帳票システム	1. 総合福祉システム WEL＋ 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム 4. 住民情報ソリューション MICJET MISALIO 5. 番号連携サーバー 6. 徳島県国民健康保険団体連合会電子帳票システム 7. Public Medical Hub(PMH)	事前	PMHシステム導入に伴うもの
令和8年6月3日	Ⅰ3. 個人番号の利用	番号法第9条第2項 美馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項別表第1の1の項	番号法第9条第2項、第19条第6号 美馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項別表第1の1の項	事前	PMHシステム導入に伴うもの
令和8年6月3日	Ⅳ4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	なし	十分である	事前	PMHシステム導入に伴うもの